

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月14日（平成30年（行個）諮問第40号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行個）答申第122号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署長が、私、特定個人に平成29年特定月日付けで行った労働者災害補償保険休業給付等に係る実地調査復命書とその添付書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年11月14日付け京労発基1114第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

休業補償等の不支給決定処分の理由を知るために開示請求しましたが、主治医の意見等がマスキングされていました。マスキングの理由を尋ねたところ「法14条2項にある『開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの』に該当するため不開示とした」との回答でした。

代理人は現在まで複数の開示請求を経験しましたが、主治医の意見がマスキングされていたことはなかったことから、マスキング部分を開示してほしいため審査請求に至りました。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年10月11日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署長が、私、特定個人に平成29年特定月日付けで行った労働者災害補償保険休業給付等に係

る実地調査復命書とその添付書類。」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年12月4日付け（同月19日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が、私、特定個人に平成29年特定月日付けで行った労働者災害補償保険休業給付等に係る実地調査復命書とその添付書類。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3, 4, 5, 8の①, 11の①, 12の①及び13の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 11の②及び12の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号8の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号

イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 11の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年9月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が、私、特定個人に平成29年特定月日付けで行った労働者災害補償保険休業給付等に係る実地調査復命書とその添付書類。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号

イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、主治医の意見の不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

通番1ないし通番3は、特定労働基準監督署の担当官が提出を求めた医師の意見であり、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、京都労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、京都労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)		
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き
1	決裁文書	1	3 頁ないし 4 頁不開示部分	○		○
2	F A X 送信票等①		—			
3	休業補償給付支給 請求書①		1 頁診療担当者印影	○		
4	休業補償給付支給 請求書②		1 頁診療担当者印影	○		
5	F A X 送信票等②		3 頁医師印影	○		
6	F A X 送信票等③		—			
7	F A X 送信票等④		—			
8	特別加入申請書		① 1 頁代表者印影	○		
			② 1 頁事業場印影		○	
9	面接調査復命書		—			
1 0	申述書		—			
1 1	意見書①		① 1 頁医師署名及び印影	○		
		2	② 1 頁「依頼事項にかかる意見」 欄不開示部分	○		○
1 2	意見書②		① 1 頁医師印影, 2 頁医師印影	○		
		3	② 1 頁不開示部分 (①を除く。)	○		○
1 3	決議書等		4 頁診療担当者印影, 1 0 頁診療 担当者印影	○		